

## 西宮市立幼稚園の幼児募集等に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立の幼稚園園事規則（昭和36年度西宮市教育委員会規則第19号。以下「園事規則」という。）の規定に基づき、西宮市立幼稚園の幼児募集等に関して必要な事項を定めるものとする。

### (幼児定員)

第2条 幼児定員は、1学級につき小学校就学前2年の学級（以下「4歳児学級」という。）30名（一部園は20名、10名）、小学校就学前1年の学級（以下「5歳児学級」という。）35名を原則とし、幼稚園別募集定員は別表のとおりとする。

### (入園願書等の配布)

第3条 幼稚園長（以下「園長」という。）は、幼稚園において幼児が入園する前年度の9月1日から園事規則に規定する入園願書及び施設型給付費支給認定申請書（様式第1号）を配付する。

2 前項に規定する日がその月の土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、順次繰り下げるものとする。

### (募集期間)

第4条 園長は、前条の規定により配付した入園願書を受け付ける。その期間は10月1日から4日間とする。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する日に準用する。

3 募集定員に満たない幼稚園については、同条第1項に規定する募集期間以降も入園願書を受け付ける。

### (特に教育的配慮を要する幼児)

第5条 特に教育的配慮を要する幼児の受け入れについては、別に定める基準に基づき行うものとする。

### (選考)

第6条 西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、募集定員を超える応募があった場合、第4条に規定する期間が経過した日の翌日以後に抽選を行い、抽選結果については、抽選の翌日に園長が当該幼稚園にて公表する。

2 第3条第2項の規定は、前項に規定する日に準用する。

3 第1項の規定により抽選を行った場合において、双子等の事情を考慮し募集定員を超えて受け入れることができる。

### (入園内定)

第7条 園長は、抽選結果により幼稚園への入園が内定した幼児の保護者から施設型給付費支給認定申請書を提出させ、教育委員会に送付する。

### (入園の決定)

第8条 園長は、入園の決定通知を1月下旬に当該保護者に送付する。

### (学級数の決定)

第9条 教育長は、入園が決定した幼児数よりそれぞれの学級数を決定し、教育委員会に報告する。また、教育長が特に必要があると認める場合は、4歳児及び5歳児による複式学級を編制することができる。

### (随時募集)

第10条 幼児募集定員に満たない幼稚園については、保育期間中においても、定員及び決定した学級数の範囲内で入園を許可することができる。

### (補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則  
この要綱は、平成27年9月1日から実施する。

付 則  
この要綱は、平成28年9月1日から実施する。

付 則  
この要綱は、平成29年9月1日から実施する。

付 則  
この要綱は、平成30年9月1日から実施する。

付 則  
この要綱は、令和元年9月1日から実施する。

付 則  
この要綱は、令和2年9月1日から実施する。

付 則  
この要綱は、令和5年9月1日から実施する。

付 則  
この要綱は、令和6年9月1日から実施する。

別表（第2条関係）

幼稚園別募集定員表

幼稚園名	幼児募集定員数			
	4歳児学級		5歳児学級	
	学級	定員	学級	定員
用海幼稚園	0	0	0	0
夙川幼稚園	1	30	2	70
越木岩幼稚園	1	30	2	70
大社幼稚園	2	40	2	70
附属あおぞら幼稚園	1	10	2	70
上ヶ原幼稚園	1	30	2	70
門戸幼稚園	1	30	2	70
高木幼稚園	1	30	2	70
瓦木幼稚園	0	0	0	0
春風幼稚園	1	30	2	70
今津幼稚園	0	0	0	0
浜甲子園幼稚園	0	0	0	0
高須西幼稚園	0	0	0	0
鳴尾東幼稚園	1	30	2	70
鳴尾北幼稚園	0	0	0	0
小松幼稚園	0	0	0	0
山口幼稚園	1	30	2	70
名塩幼稚園	0	0	0	0
生瀬幼稚園	1	30	1	35